

平成 27 年 10 月 5 日

企業年金連合会 御中

厚生労働省年金局  
企業年金国民年金基金課

厚生年金基金の課題等に関する要望の回答について

平成 27 年 7 月 29 日付けで要望のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

(1) 厚生年金基金から総合型 DB への移行に関する要望

① 総合型 DB への円滑な移行に向けた措置

総合型 DB の設立に係る申請諸手続の簡素化を図ることなどにより、総合型厚生年金基金の制度移行の受け皿として、総合型 DB をより使いやすいものとしていただきたい。

(回答)

ご要望の具体的内容が不明のため回答は困難です。

仮に、ご要望が DB 基金の設立認可等に係る添付書類の省略であるとするれば、法令に定められた DB 基金の設立要件を審査する上で必要最小限の添付書類の提出を求めているものであり省略することは困難です。

② DB 実施事業所の減少の特例に係る取扱い

今般の法律改正案においては、複数の事業主で DB を実施している場合の実施事業所の減少に係る手続きの特例措置が盛り込まれているが、政省令等の整備などを通じて、当該措置

を掛金の滞納への対抗措置として実効性のあるものとしていただきたい。

また、当該特例措置に係る規約変更申請手続きについて、簡素化を図るとともに、当該申請に対し迅速な認可、承認が行われるようにしていただきたい。その際、当該規約変更に係る代議員会については、書面開催によることができることとしていただきたい。

(回答)

DB 実施事業所の減少の特例については今般の法改正案に盛り込んだところですが、具体的な手続等については法案が成立した後に検討してまいります。

### ③ 複数の厚生年金基金の共同による総合型DBへの移行の支援

後継制度を検討している厚生年金基金の中には、移行が想定される加入者規模や資産規模から単独でのDB設立を困難に感じているところが少なくない。このような状況にある複数の基金が共同で総合型DBを設立することは、企業年金の存続・維持を図る上での選択肢の一つと考えられることから、先行事例に関する情報提供を行うなど、総合型DBの共同設立への支援を行っていただきたい。

(回答)

上乘せ給付の再建についてはこれまで法令上の措置などの支援を行ってきたところですが、さらなる支援が可能かどうか検討してまいります。

### (2) 制度移行に対する弾力的な措置

代行返上によるDBへの移行については、現行では全事業所の同意が必要であるが、同意しない事業所がある場合、円滑な制度移行が行えず、場合によっては、やむを得ず基金解散を選択せざるを得ないこととなり、その結果として、企業年金を実施しない事業所の増加も懸念される。

こうした中で、できる限り企業年金の存続・維持が図られる

ようにするため、企業年金制度の存続と廃止のそれぞれの方向で基金分割を行う際の手続要件等の緩和などの措置を講じていただきたい。

(回答)

基金の代行返上を前提とした分割については、基金分割又は解散にかかる事業主の同意手続きの省略といった要望があると承知しているが、同意の趣旨や相手方(基金の分割は分割前基金の理事長、解散等は分割後基金の理事長)の相違など、があり省略は困難です。

(3) 厚生年金基金の解散等に係る参考資料作成への協力

企業年金連合会においては、厚生年金基金の解散等の議決から清算終了等に至るまでの間のスケジュール、業務内容等について具体的に分かるような参考資料の作成を予定しており、厚生労働省においてもご協力をいただきたい。

(回答)

必要に応じて相談願いたいと考えています。

(4) 日本年金機構の体制強化

解散・代行返上に伴う記録整備に関しては、今後数年間に作業が集中することが見込まれるため、日本年金機構に対して調査依頼を行った記録の回答について極力早い回答が行われるよう、日本年金機構の体制を強化していただきたい。

(回答)

基金の解散等における記録整備について日本年金機構への不突合リストの調査は、概ね3ヶ月を目途として回答されていると承知しており、引き続き円滑に調査・回答が行われるよう対応することとしています。

なお、先般、基金からの記録調査において「国正」とされた記録について証拠書類の添付なしに相当数の調査依頼が行われたケースがあったと聞いています。

平成21年3月以前の記録調査を行う場合には、証拠書類

が添付されているか確認するなど、機構における円滑な調査が行われるようご協力をお願いします。

(5) 新連合会への移行に際しての対応

解散する厚生年金基金の加入員等が残余財産の分配金を年金で受け取ることを希望する場合、企業年金連合会(存続連合会)に当該分配金を持ち込むことにより通算企業年金の受給につなげることができる仕組みとなっているが、将来、存続連合会が新連合会に移行する際に、当該者の年金受給の権利がどのようになるのかについては、現時点では不透明な状況である。

新連合会への移行に際しては、可能な限り中途脱退者等及び受給者に不安を抱かせることがないように、しっかりとした対応を行うことが重要であり、こうした観点から、厚生労働省においても、企業年金連合会と十分な連携を図っていただきたい。

(回答)

承知しました。

(6) 厚生年金基金におけるマイナンバー対応について

平成28年1月から運用が開始されるマイナンバー制度への厚生年金基金の対応について、適時、適切な情報提供を行っていただきたい。また、多くの基金が解散・代行返上に向けた対応を進めている中で、

受給者等のマイナンバー情報を入手し、源泉徴収票等に対してマイナンバーを記載する事務を行うことは、大変重い負担となることが予想されることから、事務負担の軽減が図られるよう、速やかに関係当局と調整を行っていただきたい。

(回答)

適切な情報提供を行ってまいります。

また、マイナンバー事務については、企業年金関係者の負担に配慮しつつ、施行準備を進めていきます。

(7) 基礎年金番号の変更情報の提供

今般の日本年金機構からの個人情報流出事案により流出した基礎年金番号については、今後変更が行われるとされているが、一方、厚生年金基金における年金裁定や在老支給停止事務、基金解散時の記録整備等においては、基礎年金番号を確認することが必須である。

基礎年金番号が変更された当該者からの届出により、基金が当該変更情報を全て収集・管理することは実質的に困難であり、当局から変更情報の提供が行われるようにしていただきたい。

(回答)

個人情報が流出した被保険者等については、日本年金機構において8月24日から変更後の基礎年金番号を記載した年金手帳を送付していると承知しています。

厚生年金基金への連絡については、現在、日本年金機構と調整を進めており、また基礎年金番号の変更によって基金の解散等の事務処理に極力支障が生じないように、日本年金機構と対応を検討しています。

(8) 解散基金の職員の雇用確保

解散基金の職員の再雇用先の確保は、非常に切実な問題であり、関係機関等での再雇用につながるよう、ご尽力をいただきたい。

(回答)

企業年金連合会において、日本年金機構等の求人情報の提供が行われているところであり、当該情報提供が円滑に行われるよう必要な対応を行ってまいります。

以上

